

第12回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会

○日時：令和4年7月21日（木）10:00～12:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授
池本 美香 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
小野 さとみ 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ
施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 霊峰 淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子 文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史 一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之 淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌 調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹 砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
山田 和江 学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員

オブザーバー

内閣官房こども家庭庁設立準備室 山口正行内閣参事官
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室 郷家康徳室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

ヒアリング出席者

兵庫県尼崎市こども青少年局保育児童部児童課 畑俊郎課長
東京都練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課放課後対策第一係 安藤耕司係
長

事務局

里平子育て支援課長

佐藤子育て支援課健全育成推進室室長補佐
阿南子育て支援課児童健全育成専門官

○議題

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 放課後児童クラブの待機児童対策について
- (3) その他

○配付資料

- 資料 1 参考人提出資料
- 資料 2 放課後児童クラブの待機児童の状況について
- 資料 3 児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの設置について
- 資料 4 これまでの議論（第11回）における主な発言要旨
- 資料 5 委員提出資料（山野委員）
- 参考資料 1 委員名簿
- 参考資料 2 障害児支援について

○佐藤補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第12回「放課後児童対策に関する専門委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、御出席ありがとうございます。

本日の出席状況ですが、山野委員から御都合により欠席の御連絡をいただいております。また、清水委員が遅れて参加するということで聞いております。また、オブザーバーにつきましては前回同様、内閣官房こども家庭庁設立準備室、文部科学省と厚生労働省障害保健福祉部から出席いただいております。

本日、ウェブ会議での開催となっておりますが、こちらにつきましても御協力ありがとうございました。各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いいたします。指名の後、ミュートを解除の上、御発言いただければと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の委員会は傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしておりますので、これ以降の録音、録画は禁止させていただきます。傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

本日は、放課後児童クラブにおける待機児童の課題につきまして、自治体の担当者の方々から直接お話をいただく場を設けさせていただきます。ここで、参考人として御出席いただいている方の紹介をさせていただきます。

兵庫県尼崎市こども青少年局保育児童部児童課長の畑俊郎様でございます。また、東京都練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課放課後対策第一係長の安藤耕司様になっております。後ほど説明していただく時間を取っておりますので、どうぞその際はよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○柏女委員長 皆さん、おはようございます。

全国の自治体でも、もう夏休みに入ったところも多いのではないかと思います。夏休みに入ると、放課後児童クラブはぐっと忙しくなります。これまでは、放課後に来られていた子どもたちが、朝から、場合によっては夕方や夜までとどまるという形になって、子どもたちはまだ元気いっぱいですので、コロナ禍が猛威を振るう中、とても大変な状況ではないかと思います。それこそ夏休みの間の助っ人さん、学生ボランティアとか様々な人集めに御苦労されているクラブも多いのではないかとともに思います。うまく進むことを願っています。

また、学級閉鎖なども起こっているようですので、その場合には、子どもたちも本当に細心の注意を払って感染対策をしなくてはいけないということで、皆様方の御尽力もさぞやと拝察をいたします。

今日も前回と同じぐらいの人数の方がユーチューブで傍聴されていらっしゃいます。それだけ関心の高い活動ですので、皆様方の御審議をぜひよろしく願いをしたいと思っております。

今日は先ほど事務方からお話がありましたように、待機児童対策という言い方が正しいのかどうかは、これからどんな定義なのかということも含めて議論があるのではないかと思います。ここでは待機児童についての問題についての議論という形でお話をさせていただきます。

2組の特徴的な取組をしていらっしゃる自治体からヒアリングをさせていただいて、議論を進めていきたいと思っております。尼崎市の方、東京都練馬区の方、お忙しいところをおいでくださいますとありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

最初に資料の説明を事務局からしていただいて、その後、今日の段取りを皆様方に共有させていただければと思います。では、事務局から配付資料の確認についてお願いいたします。

○佐藤補佐 それでは、配付資料の確認について御説明させていただきます。

まず、資料が1～5までございます。

資料の1、「参考人提出資料」。

資料の2、「放課後児童クラブの待機児童の状況について」。

資料の3、「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの設置について」。

資料の4、「これまでの議論（第11回）における主な発言要旨」。

資料の5として山野委員からの委員提出資料をお預かりしております。

また、参考資料といたしまして、委員会の委員名簿と前回委員会で御指摘がありました障害児支援についての資料を参考につけさせていただいております。

本日の資料は以上となっておりますが、不足等がございましたら大変お手数ですが、メールで送付している資料を御確認いただければと思います。

○柏女委員長 それでは、全体の進行についてお諮りをしたいと思います。

まずは、事務局から待機児童の状況について御説明をいただきます。その後、お招きをさせていただいた地方自治体の参考人の方から1人当たり15分ぐらいをめぐりに御報告をいただければと思います。2自治体続けて御報告をいただいて、その後、いずれかの自治体に対する質疑応答を20分ぐらい、そして、委員間の議論の時間を30分弱取りたいと考えております。そして、次の議題に入っていくという形で進めていきたいと思いますが、そんな形でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女委員長 ありがとうございます。

時間を制限するつもりではありませんので、ぜひ積極的な御意見も頂戴したいのですが、一応そんな段取りで進めて、時間的には12時半まで余裕は取ってあるようですけれども、12時までということ念頭に置いて進めさせていただければと思います。

まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○里平課長 子育て支援課長の里平です。よろしくお願いします。

今日は放課後児童クラブの待機児童の関係が議題になっていますので、最初に資料の2をお開きください。2ページ、放課後児童クラブの待機児童の状況についてでございます。

前回にも説明した児童クラブの設置状況になります。令和3年5月1日現在の登録児童数は約135万人、待機児童数は約1万3000人となっております。

ちなみに、本日、待機児童の定義としまして、前回にお配りしました参考資料の2の36ページの下段の米印のところに定義が書いてあります。簡単に言いますと、待機児童とは、放課後児童クラブの対象児童で利用申込みをしたが利用できなかった児童を指しております。事業を実施している自治体が把握した数字のみとなっております。

続きまして、3ページは、過去5年の実施状況調査から推移をまとめたものになります。利用定員や実施小学校区数なども入れておりますので御確認ください。

4ページは、利用できなかった児童、待機児童に注目し、過去5年の推移をまとめたものになります。グラフは隔年で下から順に1年生、2年生と積み上げており、一番上のオレンジの部分が6年生を表しております。全体としては、待機児童数の減少傾向を示しておりますが、これは受皿の整備の成果でもありますが、一方、新型コロナウイルスの感染症の影響等により、利用を控えたり、在宅勤務の広がりもあり、分析が非常に難しい状況でございます。

5ページは、待機児童数の状況を都道府県ごとにまとめたものでございます。大都市圏に集中する傾向はありますが、偏在していることも御覧いただければと思います。なお、

前回は申し上げましたが、今年度は待機児童に関する詳細な調査研究を別途実施することにしております。年度後半の専門委員会で中間報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、自治体の方、お待たせして申し訳ございませんでした。参考人の方々の御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、兵庫県尼崎市こども青少年局保育児童部児童課の畑俊郎課長様から御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○尼崎市 ただいま御紹介にあずかりました兵庫県尼崎市の児童課長で畑と申します。よろしく願いいたします。

本日は、放課後児童対策に関する専門委員会に出席させていただきましてありがとうございます。最初に簡単であります、尼崎市の紹介をさせていただきます。尼崎市は兵庫県の南東部に位置する人口約46万人の中核市です。尼崎市への交通手段は、阪神電車、JR、阪急電車が東西に走っており、大阪や神戸、京都や奈良へも乗換えなしでアクセスでき、関西にある3空港へも1時間以内で移動できる交通の便がとてもよい場所でございます。

それでは、本日の議題であります放課後児童対策に係ります本市の各種諸課題の説明をさせていただきます。

最初に、本市の待機児童の現状でございます。資料1を御覧ください。

最初に1点お断りをさせていただきたいのですけれども、本市では、放課後児童健全育成事業のことを「児童ホーム」という名前で呼んでおりまして、この資料の左上に「1 児童ホーム待機児童数等の推移」と記載をしておりますが、これ以降、「児童ホーム」という名称でこの場では呼称させていただきたいと思っております。

資料の1では、公設の児童ホームにおきます令和2年～令和4年までのそれぞれ4月～7月までの申請者数、入所者数、待機児童数の推移、申請者数から入所者数を差し引いた待機児童数、待機児童がこどもクラブを利用している率、この「こどもクラブ」といいますのは、本市では文部科学省所管の放課後子供教室事業のことを「こどもクラブ」と呼んでおりまして、その利用状況等をまとめております。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料の左上のところ、待機児童数の推移が令和2年度では4月1日現在の申請者数は2,997人。そのすぐ右側の入所者数は2,615人で、待機児童数は差引きの382人となっております。そのすぐ下の5月1日の状況なのですが、ここでは申請者数が3,058人、入所者数は2,624人、差引きの待機児童数は434人となっております、4月から1割強ほど増えた形になっております。

待機児童数の右に書いてあります待機児童の変動割合というのが、4月の数値を100としまして、そこから増えた場合は100を超える数字、減った場合は100を切る数字という形で、

変動の割合を示した数になっておりまして、5月は113.6%となっております。そこから月を経るごとに6月、7月は113.4、109.7と、徐々にですが減ってきてはいる状況でした。

そのすぐ右側の令和3年度、上の表の真ん中辺りを同じように見ていただきますと、待機児童数は令和2年度から増えて、4月で479人、5月は微増ですが101.0%、6月、7月は令和2年度と同様に若干減っていったという状況がございました。

次に令和4年度、右上のところの状況を見ていただきますと、待機児童数は令和3年度よりは減ったのですが、まだまだ多い状況であるのですけれども、待機児童の変動割合を見ていただきますと、5月、6月、7月は過去2年と比較して減少幅が大きくなっております。この要因につきましては、まだ分析中で今後の推移を見守る必要があるのですけれども、後ほど御説明させていただきますこどもクラブの開所時間の延長等が影響していると我々は考えておるところでございます。

その下の表、2の令和2年度から4年度の待機児童の内訳等の推移でございます。下の表の左上の令和2年4月では待機児童が382人とありますが、このうち、こどもクラブを利用している子たちが279人で、「うち、自宅」とありますが、それを差し引いた自宅で待機児童となっている、自宅で過ごしている子たちが103人になっております。ここは具体的な説明をさせていただきたいのですけれども、例えば、両親が共働きで、お子さんが放課後すぐに家に帰ってしまうと1人でお留守番をしている時間が長いので、そういう状況がちょっと不安だなという方がこどもクラブ、本市で言う放課後の居場所をここで過ごして、少しでも1人でお留守番をしている時間を短くしたいという方がこどもクラブを利用しているのではないかと考えております。

令和2年度なり3年度は、こどもクラブというのは、基本的には学校の下校時間まで、各学校に違うのですけれども、夏場ですと4時半ぐらいまで、冬場は日が短くなるので午後4時までという形なのですが、ちょっとでもそういう不安を解消したいなという方が利用しているのではないかと考えております。

一方、児童ホームというのは、いわゆる鍵っ子対策、留守家庭児童の対策ですので、基本的には午後5時まで、延長の申請をすれば午後6時まで利用することができます。そういう状況でございます。

次に、本市の待機児童対策を含めた児童ホーム事業の課題ですが、公設の児童ホームの定員につきましては、この表には載せていないのですけれども、令和2年度は2,512人の定員でありましたが、令和4年度現在では2,532人となり、少しではありますが増加をしております。しかしながら、思うように増加できていない要因としましては、新たな施設の新設、プレハブの建物を建てて新しく増設するという手法を取ったり、あるいは、学校側と話をしまして、空き教室がある場合にはそこを利用させてもらうということをして、児童ホームを新たに増やしていくということをしていく必要があるのですけれども、学校さんの事情もありまして、その調整がうまく進んでいない状況もあって、定員数は増えていないという状況でございます。

次に、本市の待機児童解消に向けた現在の取組について御説明をいたします。

本市の特徴としまして、同じ小学校の敷地内において、厚生労働省の所管である放課後児童健全育成事業である児童ホームと文部科学省の所管の放課後子供教室事業であるこどもクラブ事業を連携して実施している点が挙げられまして、全41小学校で実施をしております。このこどもクラブのうち、有資格者が児童ホームや学校などとの円滑な連携を図るべく、コーディネーターとしての役割を担っております。ここでどのような連携事業を行うのかについて御説明をいたします。

尼崎市におきましては、平成14年度に学校の週5日制が完全実施されることを踏まえまして、それまで実施してきた留守家庭児童の対策と児童館という事業で全児童対策をやっていたのですけれども、児童館については尼崎市内に12か所あり、公園などに建物を設置することで全児童の対策をやっていたのですが、そこから事業を転換しまして、各学校にこどもクラブというのを順次設置していったら、児童の健全育成を家庭や学校、地域、関係団体並びに行政が一体となって進めていこうということにいたしましたものでございます。

その後、平成19年に放課後子供教室事業が創設されたことに伴いまして、本市の特徴である同一小学校内に施設が併存するという強みを生かして、両事業を一体的に連携して整備しようとしている状況でございます。

資料2の放課後活動の場、左側が厚生労働省所管の児童ホーム、右側が文科省所管のこどもクラブ、放課後子供教室事業です。これらの目的のところは、いわゆる児童ホームというのは留守家庭児童の遊びや生活の場、右側のこどもクラブは小学生が安心して自主的に活動できる場所の提供。

2つ下の「開設日」ですが、どちらも日曜、祝日、年末年始以外の通年ということで、同じ日数の開設をしております。

そのすぐ下の「時間」なのですけれども、こちらは児童ホームのほうは午前8時15分～午後5時、こどもクラブのほうは午前9時～午後5時、先ほど私が冬場は放課後4時までと申し上げましたけれども、あれは令和3年度までの話でして、本年度から午後5時まで時間を延長して実施しております。

もう一点大きな変更点なのですけれども、こどもクラブの時間を延ばしたことに加えて、昨年度までは、こどもクラブは12時～1時までは閉室をしておりました。つまり、こどもたちが夏休みの朝に遊びに来て、12時になったら基本的に家に帰って、そこで昼食を取って、また1時にやってくるということにしておったのですけれども、保護者様からの要望等もありまして、それをずっと続けて開ける形にして、お弁当も持ってきていいよという形に今年度から変更しております。

そのような形で本年度から事業を進めてきているのですけれども、当然、児童ホームとこどもクラブは従来の性質も違いますし、留守家庭の児童の対策とこどもの遊び場の提供ということで、そこを明確に意識しながら連携を進めて事業の展開をしていく必要があると改めて考えておりまして、その辺の線引きや整理がより重要になっているのではないかと

と考えております。

最後に、今後、求められる施策についてなのですけれども、児童ホーム事業は保護者の労働等による留守家庭児童を対象としていることから、今日的な様々な働き方に対応した入所基準の見直し、また、安心して預けやすい環境を整えるようにさらなる開所時間の延長を検討しております。また、こどもクラブ事業につきましては、本市においては児童ホームの補完的な役割を担っていることも否めないのですけれども、より多くの児童に利用してもらうために、地域団体とさらなる連携を深めてプログラムの充実に取り組んでまいりたいと考えております。国におかれましては、安定した両事業の運営のためにより一層の財政支援や相互補完ができる施策の展開を御検討いただければとお願いを申し上げます。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。丁寧な御説明をありがとうございます。

児童ホームを中心として、そこに通えなかった子どもたちが放課後子供教室を通年の毎日開所にすることによって、言わば補完というか、児童ホームとこどもクラブを連携させながら待機児童対策を進めているというお話だったかと思えます。いろいろお聞きしたいこともあるのですけれども、委員の方もそうだと思いますが、ひとまずはこちらで報告とさせていただきます。次の練馬区さんのほうに移りたいと思えます。

続きまして、東京都練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課安藤耕司係長様から御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○練馬区 練馬区の安藤でございます。よろしく願いいたします。

練馬区は区内に65校の小学校がございます。東京23区の中でもまだ児童人口が増加している傾向がある自治体で、御覧いただいているとおり、学童クラブの需要も年々増えてきている状況で、縦の棒グラフが学童クラブの在籍児童推移を表しておりますが、令和4年度も5,800人でこれに民設民営の学童クラブの数字が400人、トータルでは6,200名の放課後児童健全育成事業の在籍児童がいる状況です。

待機児童数は令和2年までは300台ですが、令和3年度から学童クラブの待機児童を対象とするねりっこプラスという新たな事業を展開したことで、待機児童をここまで減らすことができたという状況になってございます。

待機児童対策として、この後、説明する一体型事業ねりっこクラブ以外にも、児童館のランドセル来館事業、各児童館、あるいは地区区民館という地域施設があるのですが、これらの施設にランドセルを背負ったまま来館することができる事業を40施設で行っていて、4月1日現在で81名の登録がございます。

それから、先ほど尼崎市さんの説明にもあった放課後子供教室に当たる児童放課後等居場所づくり事業、練馬区ではひろば事業と呼んでおりますが、この事業が全小学校で実施されております。それから、児童館等で、いわゆる通常の来館として受け入れていくことや夏休み、昼御飯を食べられる昼食場所提供事業、夏休み中の放課後子供教室事業の拡大

版の夏休みひろばの事業。それから、学童クラブで夏休み中は若干利用が減りますので、ここに待機になっているお子さんを夏休み中だけ受け入れていく事業を夏季緊急受入れ事業。こういった事業を対応策として進めてきております。

夏季緊急受入れ事業については、1施設予定と書いておりますが、年々実施施設が減ってきております。これは一体型のねりっこクラブ事業の実施を拡大してきた一つの効果だと見ております。

今後は、ねりっこクラブとそれに伴うねりっこプラスの拡大を目指しているところです。

続きまして、ねりっこクラブの資料です。練馬区が平成28年からスタートしました、いわゆる放課後子ども総合プランの事業です。練馬型放課後児童対策事業ということで、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に同一小学校内で行っていくという事業です。今、皆様のお手元にある資料の表紙に書いてあるのですが、平成28年からスタートしまして、令和4年4月の段階で、小学校65校中45校で実施している状況です。今後、毎年数校ずつ増やしていく方向で、最終的には65校全ての小学校でねりっこクラブの実施をしていくということで進めております。

2枚目はねりっこクラブ事業の内容で、練馬区が非常にこだわっていますのは、学童クラブは学童クラブで事業として確立していることです。もちろん子どもたちが一緒に交流して遊べる時間帯は保障するのですが、基本は学童クラブとしての保育は一切形を変わずにねりっこクラブの中に存在いたします。

それから、同じ小学校内で放課後子供教室に当たるねりっこひろばの事業を1つの事業者に委託する形で実施しています。それぞれひろばのスタッフ、学童クラブの支援員、この2つのスタッフを中心的に束ねる運営責任者を有資格の支援員で置いています。

さらにここにコーディネーターという形で区の職員、もともと学童クラブや児童館等で働いている経験を持った職員が、ねりっこクラブ全体の運営の支援ですとか、地域の方々との調整役、あるいは学校の中を使いますのでその調整を行っています。このコーディネーターは、各小学校に1人ずついるわけではなくて、おおむね3校～4校に1人という割合で配置することになっています。

右側に運営協議会とあります。これは区が運営をし、事業者、学校の先生、PTAの代表の方、あるいは地域で子どもたちに向けた事業に関わり続けていらっしゃる方にお集まりいただき、ねりっこクラブ事業についての御意見をいただく協議会です。おおむね年2回以上実施してきています。

もう一枚の「学校応援団組織概要」という資料を併せて見ていただきたいのですが、練馬区はねりっこクラブがスタートする以前、ひろばに当たる放課後子供教室を地域の方々に学校応援団という組織をつくっていただいて、行っていただいております。ねりっこクラブがスタートした平成28年には、全ての小学校65校にこの学校応援団が組織されておりました。平成28年からねりっこクラブという形に移行しておりますので、学校応援団のいわゆる地域の方々がひろばの部分にかなり厚い関わりを持っていたという状況です。

ねりっこクラブがスタートする当初は、特に地域で頑張ってくださいました皆さんは、自分たち私たちがやっていることを奪ってしまうのかという御意見等もいただいたのですが、事業者の特性と地域の皆さんが持っている特性をそれぞれタイアップする形で力を発揮していただきながら、委託事業で行いますので、学校応援団からねりっこクラブに移行するについては学校応援団に関わっていたスタッフの方には、委託事業者の職員になっていただいて、雇用という形でこのひろば事業に関わっていただくという形を取りました。

事業者としての職員の勤怠管理も含めたスキームというのは生かしていただきながら、地域の方々には純粋に子どもたちに関わっていただくところにお力を貸していただくということが練馬区の一つの大きな特徴になっていまして、先ほど御紹介した運営協議会にも、学校応援団の組織の中から御参加いただいて、御自分たちの区域の子どもたちのために様々な御意見をいただいているところです。

ねりっこクラブの資料に戻りまして、「どんなふうにするの？」と書いてあるところです。上の絵は子どもたちの過ごし方を示させていただいております。実施時間として基本的には放課後、1年生が帰る時間から、ひろばに関しては午後5時で終了でございます。冬の期間は暗くなることもございますので、4時半までという形で少し時間を縮めて実施しているところです。学童クラブについては6時まではお預かりをしまして、延長を御希望されると最大7時までお預かりする形にしております。

「ねりっこクラブ3つの特色」として、1つ目は先ほど学校応援団で申し上げたように、地域の方々とか様々なスタッフが子どもたちに関わっていただける形をつくるということなのです。

2つ目のこのひろば事業を夏休み中だけではなくて三季休業中も実施するようにしております。ですので、春夏冬休み全てひろばが実施されており、年平均で大体250日実施されています。学童クラブのほうは土曜日も運営しておりますので、年間で290日強の実施日数になるのですが、ひろばと学童クラブは実施日数の部分ではかなり近い状況で運営をされております。

3つ目の特色として、小学校の中で放課後に使える部屋を学童クラブのスペースとしてお借りして、その時間は学童クラブの専用区画ということで、待機児童対策として定員の拡大を図っています。

ただ、実際には小学校の中に空き教室は存在しないのです。空き教室と言った瞬間に学校の先生方には「そんなものはない」と言われてしまうのが現状でございます。どういった施設を活用させていただいているかということ、家庭科室などの特別教室や、授業で使わない部屋をタイムシェアでお借りするという手法を取ってきております。放課後といっても小学校1年生が帰ってくる時点からの放課後ですので、高学年はまだ授業をやっている最中です。そういう時間であっても授業の兼ね合いの中で家庭科室とか図書室とか、多目的室といったお部屋を5時間目、6時間目の時間に使えるように確保していただいて、学童クラブの定員増を図ってございます。

ねりっこクラブの資料の一番後ろの表に、それぞれひろばと学童クラブの事業の特徴について書かせていただいているのですけれども、ひろば事業は基本的には小学校に在籍しているお子さんであれば、誰でも登録すれば使えて、夕方5時までです。月曜日～金曜日に実施しています。出欠管理とかおやつとかは基本はないです。こどもたちが保護者の方と利用時間を約束をして遊びに来る。帰る時間も御自分で時間の管理をして帰るということで、こどもが「僕は帰る」と言われたら「さようなら」と見送るのがひろばです。

学童クラブは「まだあなたは帰る時間ではないよ」と止められますね。学童クラブはねりっこ学童クラブも、まだねりっこクラブに移行していない区立の学童クラブもみんな共通の条件で実施させていただいております。いわゆる放課後児童健全育成事業ですので、放課後、御家庭に保護者の方がいらっしゃらない小学1年生～3年生が対象です。本当は高学年まで利用対象を伸ばしたいところなのですが、まだまだ低学年の待機児童が増えていく状況の中で、練馬区としては1年生～3年生までの受入れを優先して進めています。対象児童のところに、保護者が就労等により保育を必要とすると書かせていただいております。この資料にはないのですけれども、練馬区ではいわゆる放課後、お家にいらっしゃらない日数を4週間で16日以上を要件にさせていただいております。週3日とか4週間に12日しか働いていらっしゃらない方は学童クラブの対象にはならないということで、そこをひろば事業でサポートさせていただいている形になっています。

練馬区の事業の概要については以上でございます。

もともと地域の方々の御協力もあって進んできておりますので、ねりっこクラブでは事業者の運営の中にさらに地域の方々が御協力いただく形で進んできております。このねりっこクラブをやってもなお練馬区では学童クラブの需要がさらに伸び続けておりまして、ねりっこクラブで定員を拡大してもなお待機が出てしまうという状況がございます。

そこで、もう一度ねりっこクラブの資料の「ねりっこクラブのながれ」というところを見ていただきたいのですけれども、ひろばを利用するこどもは午後5時までで全員帰ります。ここの空いたひろば室を使って待機をしているお子さんを最大7時まで預かることをねりっこプラスという形で実施してきております。5時まではひろばで過ごしていて、5時以降はほかのこどもたちは帰るのですけれども、待機になったお子さんに関してはひろば室を使ってさらに最大7時まで保育をする。保護者の方の御要望がございますので、学校からひろばに来た段階で出欠の確認だけはさせていただいております。この事業はあくまでもねりっこ学童クラブで待機になったお子さんだけを対象にしておりますので、一般的にねりっこプラスにどうぞ入会していただきといたった公募はしておりません。あくまでも待機になった方に御案内をしてきております。

ねりっこクラブをスタートする段階ではもっとひろばを活用して学童クラブの需要がひろばのほうに流れていくのではないかと、この事業を開始するときかなり期待した部分なのです。一時は「うちの子はひろばでいい」といって2年生から3年生になるときに学童クラブを申請しないで、ひろば事業で放課後を過ごす数が増えてきたのです

が、コロナ感染拡大がありまして、ひろばは一時お休みをせざるを得なかったのです。学童クラブは当然その間も保育を続けていたのですが、ひろば事業は学校が休業中はお休みになってしまったので、やはり保護者の方としては学童クラブでないと、という思い直しがあつて、需要が戻ってきているという現状がございます。

ただ、もちろん放課後児童健全育成事業を充実させていき、待機児童を解消していかなければならないのですが、併せてひろばですとか、練馬区内にも児童館がございますので児童館を活用しながら、全てのこどもたちの居場所を充実させていくという方向を考えていく必要があるのだろうと考えているところです。

先ほどお話ししたねりっこクラブのコーディネーターという職員は、今、私どもの係からそれぞれの現場に行く形になっています。2年前からこの業務を区内の児童館に移管してきております。児童館からねりっこクラブをサポートする職員が出ていくということで、児童館と地域のねりっこクラブが連動していくという形態を進めることで、地域全体でこどもたちを見ていく、その中に学童クラブがあり、ひろばがあり、児童館があるという形を目指していく方向で今は進めているところでございます。

今後、必要と考えられる施策ということで、ある意味要望みたいな形になってしまうのですが、先ほど申しましたように、学校施設を活用させていただいているのですが、実際には確保が容易ではないので、スペースの問題がこどもたちが活動するためにも、放課後児童健全育成事業については、受け入れ人数に見合った規定面積で、確保しなければならない状況があります。学校施設をどう活用していくかというところの新たな方策を考えていかなければならない。35人学級等が進んでいく中で、特別教室の使用頻度もますます上がり、あるいは一般教室も増えてきている状況があり、本当にセカンドスペースの確保に苦慮している状況がありますので、何とか学校の授業に支障のない範囲で、有効に学校の中のスペースを活用していけるような方法を見いだせていけるといいのかなということも区の中でも考えているところでございます。

資料を含めた練馬区の御説明は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明を受けまして委員の皆様方から御質問や待機児童対策に関して御意見等がございましたら、画面上で挙手をいただくかシステムの挙手ボタンをお願いいたします。私から指名をさせていただきますので、その際はミュートを外していただければと思います。もし、こちらが挙手に気がつかない場合にはお声がけいただきたいと思います。事務局も御協力よろしくお願ひいたします。なお、発言される委員は氏名を名乗っていただいて、質問の場合はどちらの方に対する御質問であるかを告げていただいた上で、発言をいただきますようお願いいたします。

この後、協議の時間を設けておりますので、まずは、意見というよりは御質問を中心にしていただければと思います。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

植木委員、お願ひいたします。

○植木委員 植木でございます。よろしくお願いいたします。

まずは尼崎市さんに対する質問でございます。児童ホームとこどもクラブの両方の職員ですけれども、いずれも放課後児童支援員が配置されております。特に、こどもクラブさんのほうに放課後児童支援員を配置しているのは何か意図があるのかというのをお聞きしたい。

それから、練馬区さんに関しましては、ねりっこプラスでひろばの事業終了後の午後5時以降に待機児童を受け入れる。児童クラブに準ずる事業を行うということだと認識しておりますけれども、その際のスタッフも放課後児童支援員に準ずる専門性とか研修とかが求められるのかの2点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○柏女委員長 最初に、尼崎市さん、よろしくお願いいたします。

○尼崎市 御質問ありがとうございます。

今の植木委員からの御質問に順次御説明いたします。

まず、児童ホーム、こどもクラブそれぞれに放課後児童支援員、資格を持った者ということで、保育士や教員免許を持った方が研修を受けて放課後児童支援員の資格を取って業務に当たっているのですけれども、児童ホームのほうは当然厚生労働省の基準の中で2人の職員のうち1人は資格を持った者ということになっております。ただ、尼崎市の場合は、全員が資格を持った職員という配置にしております。

こどもクラブにつきましては、まず、責任者という先ほどの練馬区の方の御説明にありましたコーディネーターに当たるような者がおるのですけれども、その職員は資格を持った職員で、それと別にこどもクラブを専属で見ている職員は1名は資格を持った職員という形にしております。

このような配置とした理由という御質問だったと思うのですけれども、やはりお子さんをこどもクラブの場の提供という形で我々はよく説明しているのですけれども、場の提供と言いつつ、保育の質、保護者の方の不安解消、こどもたちへ接する質という表現がいいのか分からないのですけれども、そのようなことを考慮した場合に、やはり資格を持った職員が必要だろうということで配置しております。

2点目の研修につきましては、通常の都道府県でやっております放課後児童支援員の研修に加えまして、尼崎市の児童課の職員の中で経験の長い者、あるいは外部の方の研修を順次行っておりまして、それぞれのスキルの向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、練馬区さん、よろしくお願いいたします。

○練馬区 練馬区です。

ねりっこプラスの職員の資格といった御質問だと思うのですけれども、基本プラスになった時間帯、つまり5時からに関しては、放課後児童健全育成事業は、練馬区の場合は複数の支援員を必ず配置するというところで行っておりまして、このプラスも同様の基準を

設けさせていただいております。

研修なのですけれども、もちろん今、尼崎市さんもおっしゃったような放課後児童支援員認定資格研修を受けていただきますし、区内でのいわゆるこどもたちへの対応の研修等に関しましても受講していただく形でこどもたちへの対応についてのスキルを上げていくという取組もさせていただいております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

光真坊委員、池本委員、安部委員の順でお願いできますか。

○光真坊委員 ありがとうございます。光真坊でございます。

私は、障害児支援の立場から御質問を両方のところにさせていただきたいと思います。

障害のあるお子さんについても、対象になっているとは思いますが、障害への対応ができない、もしくは環境が整備できないことを理由に、例えば、医療的ケア児であるとか行動障害など濃厚なケアが必要なお子さんも含めてということですが、利用希望があっても待機をお願いしていることがあるのかということ。

もう一点は、利用対象外、例えば特別支援学校在籍児童が児童クラブの対象になっていない場合、そもそも御利用の希望があっても待機の数には入っていないのではないかと思います。現状についてお伺いさせていただければと思います。その場合は、放課後等デイサービスや日中一時支援などの障害児固有のサービスを勧めることになるのかも含めて、もし、実情が分かればお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、それぞれお願いいたします。

○尼崎市 先ほどの光真坊委員からの御質問にお答えいたします。

まず障害のあるお子さんが児童ホーム、こどもクラブの事業の対象になっているかどうかですけれども、尼崎市では対象として受入れを行っております。ただ、当然、障害の程度も皆さんそれぞれございますので、職員を増やして対応する、我々は加配と呼んでおりますけれども、児童さんの障害の程度によっては加配して対応しているという状況でございます。ですので、障害を持ったお子さんたちが申し込んでこられた際に、障害があるなし、あるいは、あるいは保護者の方の労働時間がどうかといった入所の際の基準というのは等しく扱っておりますので、障害のある方でも待機児童となっている状況はございますし、同じ点数制の中で障害のある程度も点数に含まれて等しく計算をされているのですけれども、その中に障害のある子で入れる子もいるし、入れていない待機になっている子もいるという状況でございます。

以上でございます。

○柏女委員長 練馬区さん、お願いいたします。

○練馬区 練馬区でございます。

練馬区も同様にいわゆるねりっこ学童クラブも含めて障害のあるお子さんも対象としております。単独で学童クラブだけの施設、あるいは小学校の中の施設を使って学童クラブを実施しているねりっこ学童クラブのような形ですと、どうしても受け入れていく人数の制限が出てきてしまいますので、それぞれの学童クラブで一定数の人数の制限はさせていただいております。その分、児童館とか地区区民館といった地域施設の中の学童クラブに関しては上限なく受入れを行うという形で、全体として練馬区としての障害児の受入れを行っています。

対象となっていないということではなくて、障害のあるお子さんに関しては、職員を追加で配置するという形で対応してきてございます。同じ学童クラブに申請をされたお子さんの中で、障害があるということで一定程度点数が高くなるような設定にはしているのですが、それでも学童クラブの障害児の上限がいっぱいになってしまっていて入れないということで待機になるお子さんは1人とか2人という数ですけれどもいらっしゃいます。特に学童クラブの申請を一次申請という形で12月ぐらいで一度締め切っていますので、それ以降、申請をされた方ですと、枠が全て埋まっていて待機になるという状況が生まれています。そういった方でできるだけ受け入れ数に上限のない児童館の中で空いている学童クラブとかをお勧めしているのですが、移動距離が課題になってきているというところが現状としてございます。

以上でございます。

○光真坊委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

続いて、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 池本です。

私は尼崎市さん、練馬区さんそれぞれに御質問させていただきたいのですが、まずは尼崎さんのほうでは、1つ、もしかすると御説明あったかもしれないのですが、どのような場所を使ってやっているかということで空き教室なのか独立した建物なのかということを確認をさせていただきたいのと、あと、待機になった人の一部は自宅でというお話もあったのですが、恐らく民間の学童がたくさんあってそこに行かれている方も多いように思うのですが、いわゆる民間学童と言われているものの利用の状況などについても伺いできればと思いました。

次に、練馬区さんのほうには、利用要件のところ、週3日などの場合はそもそも申込みができないというお話だったかと思うのですが、利用要件のところ、例えば、在宅勤務であった場合には申し込めるのかとか、あとは先ほど障害のあるお子さんの場合は点数が若干高くなるというお話でしたが、病院の通院があるために毎日行かないという場合だと、もしかするとこの利用要件に引っかかって申込みをそもそもできないということにもなってしまうのかなと思いましたが、その利用要件のことで、働き方が多様化する中で申込みができなくなってくるということに対しては、どのような検討をされてい

るかということをお伺いしたいです。

もう一つ、ねりっこプラスの申込みについても、一旦は学童に申し込んで待機になった人だけが利用できるというお話だったのですが、保護者の立場からすると、もともとそっちに申し込みたいという人もいると思うのですが、そこは、多様に選択できるというやり方にはしていないのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、それぞれよろしく願いいたします。

○尼崎市 尼崎市の畑でございます。

今の池本委員の御質問にお答えをいたします。

まず、児童ホームとこどもクラブそれぞれの施設はどういうところを使っているのかということなのですが、41の小学校の中に児童ホームで言いますと、複数のホーム、40人定員が2つとか3つとかある場合もあるので、全部で56の児童ホームがあるのですが、このうちプレハブの校舎を建てて運動場の端っこでやっているところが43、小学校の中の教室を改装して使っているのが13ございます。それぞれ状況は例によって変わっていきますけれども、例えば、プレハブがどんどん古くなっていってもう使用に耐えなくなったところを昨年度は数か所学校の中の校舎を使う形で学校側と話をしまして、そちらに移った場合もございますので、状況は年々変化しますが、それぞれ両方の場合がございます。

こどもクラブにつきましても、41の小学校の中でそれぞれこどもクラブが1つずつ41あるのですが、専用のプレハブの施設があるところが20、校舎内の教室をこどもクラブ専用の部屋にしているところが21ございます。

次に、民間の児童ホームのお話がありましたけれども、先ほど私が待機児童の状況を御説明したのは、公設の児童ホームのお話なのですが、民間の児童ホームの定員数が令和4年5月1日現在で926ございまして、この926の定員で民間の児童ホームを利用されている方が711人ございます。

以上でございます。

○柏女委員長 練馬区さん、お願いいたします。

○練馬区 練馬区です。

まず、池本委員からの御質問にお答えしたいと思います。

まず、在宅勤務の件なのですが、先ほど言った4週間16日というところは在宅勤務であっても保育が必要であるということでは要件に該当いたします。ですので、家でお仕事をされている方であっても入会の申請はできることになります。ただ、外に出たお仕事をされている方との間では就労状況によって若干点数の違いが出てきております。在宅勤務であるから即座に放課後学童クラブに入会申請ができないという状況ではございません。

それから、通院等が児童の出席要件に影響するのではないかというお話だったのですが、

これは障害のあるお子さんに限らず、通院等の不定期、あるいは定期的であってもやむを得ないという理由で出席日数が少ないから使えなくなるという状況はございません。前提として、保護者の方の状況で4週間16日が入会要件になってきますので、保護者の方の要件がそれに該当しているのであれば、学童クラブの入会申請はできます。通院が重なることで要件がなくなることもないです。

それから、プラスの待機児童だけとしている理由なのですが、練馬区としてはねりっこクラブを全小学校内、で学童クラブとひろば事業を合わせた形で整備していくところが最終目標です。あくまでプラスというのは学童クラブの需要に対する緊急避難で、待機になってしまうお子さんに対して、待っている間できるだけ学童クラブに近い形で受入れを行っていくという事業です。プラスに申し込みたいということにお答えしますと、逆にプラスそのものの利用が膨大になってくることも予想されます。今、そういった新たな形の事業を加えて対応をしていく方向性は持っておりません。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、安部委員、お願いいたします。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。

尼崎市さんに2点と、練馬区さんに3点質問がございます。

まず、尼崎市さんに対してなのですが、1点目がこどもクラブのお弁当とおやつに関してです。こどもクラブで、今年度からお弁当を持ってきて食べることができるようになったということなのですが、これに関してこどもや保護者の方の反応を教えてください。一方、おやつを持ってこれないことに対して、何かこどもたちの声があれば教えてください。これが1点目です。

もう一点は、教育委員会との調整なのですが、どうしても、児童ホームもこどもクラブも学校や教育委員会との調整が必要となってくると思うのですが、この辺りで何が一番難しいのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

練馬区さんには3点質問があります。

1点目なのですが、ねりっこクラブの運営協議会についてです。運営協議会は大人だけで構成されているのか、それともこどもも参加しているのかということをお教えてください。

2点目は、ねりっこプラスなのですが、17時まではひろばで、17時からはクラブということで、大人から見るとすごく合理的だなと思いついて聞いていたのですが、ねりっこプラスに行く場合は、こどもたちはおやつはなくて最大7時までということになると思うのですね。そうするとなかなか大変だなと思うのですが、この辺りについてこどもや保護者から何か声を聞いていたりしたら教えていただきたいというのが2点目です。

3点目、学校や教育委員会との調整なのですけれども、学校や教育委員会との調整で、先ほど空き教室がなくてという話がありましたが、一番困難だと思っている点は何かというのを教えていただければと思います。

以上です。

○柏女委員長 尼崎市さんからそれぞれお願いいたします。

○尼崎市 安部委員からの御質問に順次お答えをいたします。

まずはこどもクラブでのお弁当とおやつのお話なのですけれども、お弁当の持参については、保護者の方からの要望があつての今回の事業の変更なのですけれども、かなり好評で、現在のところ、混乱した状況はございません。4月の春休みの期間と土曜日でやっておったのが、今日から本格的に夏休みが始まるので、そこでどういった状況になるのかというのは推移を見守る必要があるのですけれども、現在のところは大きな問題は生じておらず、スムーズに進んでいけていると思います。

それから、おやつのお持参ができないことについてこどもたちから何かというのがあったのですけれども、現時点では、おやつが食べられないから嫌だなといった声は特には聞いておりません。

2点目の御質問の学校や教育委員会との調整で困難点は何かということがありましたけれども、尼崎市内でも人口が増えている地域がございます、そういうところでは児童ホームの待機児童が増えているのですが、当然、小学校に通うこどもたちの人数も増えているので、そういうところでなかなか調整が難しいところがあります。逆に、児童ホームの待機児童がないところは、学校のほうも空きがあるという状況なので、学校を別のところに移して、こどもたちを移すわけにもいきませんので、そういったところの困難はあります。

以上でございます。

○柏女委員長 練馬区さん、お願いいたします。

○練馬区 まず、運営協議会についてですけれども、運営協議会は通常、放課後学童クラブ、ひろば事業、ねりっこクラブの事業に直接的に関わりがない方、地域の方ですとか、学校の校長先生とかに入っていていただいております。この運営協議会にこどもの参加はございません。ただ、学童クラブであっても、ひろばであってもその事業の内容についてのこどもたちの要望は事業を進める中で聞き取りながら実施してきております。日々の中で意見を聞いているというところです。

それから、プラスのおやつなしの問題です。ひろばの時間帯に活用されるところでいうと、プラスのこどもたちはおやつを食べていない子供たちの集団におりますので、そこでこどもたちからおやつがないことでの大きな要望は出てきておりません。保護者の方からは、何件か御心配される御意見を頂戴してはおりますが、現状のところ、こどもたちからの要望がないので、プラスでのおよつへの対応は考えておりません。

それから、学校や教育委員会との調整ということなのですけれども、私どものこども家

庭部子育て支援課は、実は組織的には教育委員会事務局の中にございます。大きな組織的には、教育委員会内にありますが、組織それぞれが学校放課後ともかなり大きな組織同士になりますので、組織間の調整は組織を超えて足しげく情報交換をしていく必要は出てきてございます。

学校との調整で言いますと、直接学校とスペースの確保、特に授業との兼ね合いで、学童クラブの待機児童が多く発生する小学校は、大抵の場合は児童数も増えているのです。ですので、同じスペースをどう分け合って使っていくかという話になります。あくまでもスタンスとしては放課後の事業に教育活動に支障のない範囲で学校施設を使わせていただくという立場で、でもこの放課後の事業を存続させていくために、そして、同じ小学校の中のこどもたちを見ているという協力関係を築いていくために日々の関わり合いの中で、先ほど言った職員のコーディネーター、運営責任者を含めて、学校と関わらせていただいています。スペースを確保していくところの調整がやはり一番困難になってきますが、同じこどもを共に見るという関係ができてくることで、学校によっては時間割の工夫をしていただいている状況も生まれてきています。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

まだまだ御質問もあるのではないかと思います。時間がかかり押しておりますので、質疑応答はこの辺りまでとさせていただきます。本格的な議論に入っていきたいと思えます。

参考人の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、御出席をいただきまして、また、委員の質問にも丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。大変貴重な御意見なども頂戴をいたしました。ありがとうございます。

○練馬区 ごめんなさい。練馬区なのですけれども、1つだけ追加でよろしいですか。

○柏女委員長 いいですよ。

○練馬区 さっき説明が漏れてしまったところがあったものですから、そこだけ追加をさせていただきます。

○柏女委員長 お願いします。

○練馬区 先ほど、ねりっこプラスは待機児童になっているお子さんだけという話をしてきて、練馬区としては、全65小学校の中でねりっこクラブを実施することを目指して進めていると申し上げたのですが、ねりっこクラブを開始してもなお学童クラブの需要がある地域については、児童館や地区区民館の中、あるいは小学校の外にある学童クラブを残してきています。地域によって現段階では必要なところは残しながら、ねりっこクラブと併せて、児童館の事業でもこどもたちを受け入れていくということを考えています。放課後のこどもたちがすべてねりっこクラブだけに収められてしまうものではないというところを先ほど説明が漏れてしまいましたので、追加で説明させていただきました。ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、参考人の皆様方は、ここで御退出いただくか、あるいは最後まで傍聴していただいても構いません。むしろ、傍聴していただいたほうが委員の御意見の中で御質問があったりすることもあるかもしれませんので、お時間が許せば、残っていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここからは委員の皆さん方から待機児童対策に関しての御意見をお願いしたいと思います。時間を有効に使いたいと思っております、先ほど来、一体型の論点とか、あるいはインクルージョンの論点などが出ておりましたが、それらは次回の9月にテーマとして取り上げる予定ですので、今回は待機児童問題の解消について、特に尼崎市さんや練馬区さんがやっつけらっしゃる、本当に工夫していらっしゃるものがたくさんありますが、そうしたことについて、さらには、働き方や年齢で待機児童に当たるか当たらないかと、あるいは障害で当たるか当たらないかという論点も出ていたので、そういう意味では、利用できなかった子どもたちの定義という問題をどうしていくのかということも大きな論点になるかなと思いました。

また、用語の問題です。いわゆる空き教室、余裕教室と言った時点で、学校から「ない」という話が出てしまうような、そしてタイムシェアという用語なども出てきましたけれども、そういう場所の使い方の工夫、あとは用語の問題なども待機児童という用語についての定義もあるかと思っておりますけれども、そうした論点も出てきました。さらには、場所の確保をどうしていくのか、そのための教育委員会との連携の話なども出てきたかと思っております。

幾つか大事な待機児童対策を進めていくための論点が出てきたかと思っておりますけれども、それぞれについて何か御意見がございましたら、ここから30分弱ぐらい御意見を頂戴できればと思います。

私の想像ですけれども、もしかしたら12時をちょっと回ってしまうかもしれないと思いますが、効率的に進めていきたいと思っております。

では、どなたからでも結構ですので、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 育成財団の水野と申します。よろしくをお願いいたします。

先ほど質問もしようかなと思っただけの内容なのですが、そもそも練馬区さんが1年生～3年生までを募集の対象とされている部分では、例えば、基本全学年が対象となっているはずでありますので、そうすると、待機児童がぐっと増えるですとか、それって各自治体さんによっても違ったりしますので、この全体的な待機児童の数に関しても若干上下があるのかなというのを感じた部分です。

あと、待機児童の方でも、例えば、ほかのところがあるからもう大丈夫ですという形で申請を取り消される方があったりする形の推移ですとか、待機を辞退された方はどういうところに行くために待機を辞退したのか、例えば児童館なのか、習い事なのか、その辺りも出てくると、待機児童の数の内訳的なものが分かってくるのかなと感じています。児童

館という選択肢も地域の中には居場所としてありますので、どのように居場所として活用されているのかなというところも放課後児童クラブの待機児童という観点でいうと、またいろいろと中身が変わってくるのかなと思います。

ありがとうございます。以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

これは事務局にお伺いしたいのですけれども、厚労省のほうで取っている調査の中で、待機の人数というのは出ているのですが、その内訳というのは出ているものがあるのでしょうか。

○阿南専門官 事務局でございます。

こちらで調査している内容は、待機になったお子さんの数、その子の学年といった辺りまでしか取っておりませんで、その子がどういう生活をしているかというところまでは把握はできておりません。

○柏女委員長 そういうことですので、そこら辺は、今後、我々の中で議論をした上で、待機の問題の定義をしっかりとしていくことが必要なのか否かということについても議論していく必要があるかなと思いました。

ありがとうございます。

とても貴重な御意見を頂戴いたしましたので、受け止めておきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

金藤委員と鈴木委員、お願いいたします。金藤委員からお願いいたします。

○金藤委員 ありがとうございます。

今、出ました待機児童の定義ということで、一言申し上げたいと思います。

今日の会議の冒頭でも小学生1年生の段階で入所要件を満たして申込みを行ったが、児童クラブの利用できなかった児童を待機児童とするという定義が示されております。

しかし、児童クラブを利用したいが利用できない児童数というのは、もちろん待機児童数のみではないと思います。全国学童保育連絡協議会の調査報告書においても、受付の段階で申込みを受理されず、口頭で断られるケースがあるということや、児童クラブが存在しない地域があることなどが示されております。また、4年生以上の児童であっても、本日の御発表にありましたように、児童クラブの人的・物的受入れ体制が整っていないために、やむを得ず児童クラブの利用の自粛を要請されている児童数がかなりいると思います。10歳～12歳といった児童も、まだこどもだけで夕方や夜まで家でお留守番をするという状況に置くのは非常に危険が伴うことだと思います。しかし、本日の御発表でも、自宅に待機している児童がいるということが浮かび上がっております。そうした、言わば隠れ待機児童というものについても、放課後支援対策を考えていく上では、きめ細かく検討し対応していく必要があると思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

保育の場合は、政省令や通知等で優先順位とか、そういうのを細かく決めていますけれども、学童の場合は、自治体が決めてしまうとそれによって最初から利用できない子たちが出てきたりしてしまうという問題があるのではないかとということだとお聞きしました。ありがとうございます。

続いて、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（安）委員 ありがとうございます。静岡県の鈴木と申します。

委員長からもお話がありました待機児童についてです。先ほど尼崎市さん、練馬区さんの報告をお聞きしまして、私は非常に感銘を受けたのですが、静岡県はこのような形で、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携というか一体というか、そういった形での進め方ができていないところがほとんどの自治体になっております。

その中で、数値を見てみますと、待機児童になったうちの児童さんが放課後子供教室に行かれているというところで、一見、内容的にも5時ぐらいまで同じように放課後を過ごせることができるということになると、本当にこれは待機児童なのかなという感じがしておりました。一緒に同じ学校の中の敷地内で過ごしながら、放課後児童支援員さんの安全管理の下で過ごしていただいているという内容であるので、待機の定義というのは、そこまでも含めての待機なのかなという感じがしましたので、そこは考えてみてもいいのかなと感じます。今までは、厚生労働省のほうで放課後児童クラブを持っている、文部科学省のほうで放課後子供教室を管轄しているというところで分けがあったのかと思いますけれども、今後は、こども家庭庁のほうで一本化されるということであるならば、そこも検討の余地があるのかなと感じております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

これも本当に大切な御指摘ではないかと思えます。待機児童をどう考えるのかということに直結する問題ですので、さらに、報告書の中でも議論を詰めていかなければいけないかなと思えます。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 清水です。こんにちは。よろしくお願いいたします。

量的な話をさせていただきたいと思えます。中間取りまとめまでの間でも小規模の放課後児童クラブや家庭的な放課後児童クラブについて発言がなされたと記憶しております。前回の専門委員会の中でも、池本委員からも御発言があったかと思えます。一方、中間取りまとめまでの間でも、いわゆるハラスメント事案に関する懸念もあるのではないかなと思っております。

一方で、いわゆる隠れ待機児童というものも、依然として存在することがうかがわれます。そうすると、例えば、保育所保育では、ある程度、この待機児童の問題が解消されつ

つある中で、小規模保育事業のニーズがだんだんと減ってくるということも考えると、こういった事業の転換を促進させていくことも大都市圏内では考えられるのと思っております。有資格者、あるいは適切な事業者が、こどもの放課後をしっかりと担保していくことも考えられるのではないかと考えています。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

そういう意味では、ほかのところ为学校等はなかなか難しいというところもあれば、保育所等で空いてくるところも今後考えられないわけではないので、そういう場合の利活用も併せて考えていくべきではないかと。特に、小規模保育事業などは大きな転換期にあるとも思われますので、そうしたことも考えていくべきではないかという御意見だったと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 今のご発言で、本当に保育のほうは今がららになってきているのが問題になっていまして、世田谷区も待機児童がワーストワンでしたけれども、今は認証保育所が何園も閉園しているという状況が起きてきているので、そういったところを、小規模で活動していくのは私も検討の余地があるのかなと思ったところです。

もう一つ、先ほど学校がぱんぱんで場所がないというお話なのですが、今、文科省のほうで学校施設整備についても、いろいろ新たな教育に対してどういう学校にしていこうかという検討が行われているところなのですが、その中に、あまり放課後のことについての話が出てきていないというのが気になっています。学校の教育のためには必要だという施設も学童のニーズと比べて、例えば、ほとんどの学校にあるプールは夏しか使わないのに広大なスペースを確保していて、むしろ、最近ですと地域のスポーツクラブのプールを使うという学校もだんだん増えてきていますけれども、そうやってプールのスペースを活用して新たなこういう放課後のスペースにするですとか、校庭の在り方などもこれだけ暑いとほとんど活用できないですね。あっても暑くてできないということであれば、もうちょっと木を植えて森のようにして、そこにベンチを置いてとかテントを張ってという形で、ちょっと発想を変えて今あるスペースを変えていくことも長期的な全く違った話なのですが、それで待機児童やこどものスペースを確保できるかなと思いました。

さっきのプレハブの話も独立の建物を建てるのはすごいなと思ったのですが、本当にプレハブは仮の建物というか、こどもたちにとって居心地のいい場所にしていくことも非常に重要かと思しますので、待機児童解消のときには、セットでそういうこどもたちにとって居心地のいい楽しい場所にしていくということも、空間の生かし方について検討できないかなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

安部委員、お願いいたします。その次、水野委員です。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。

今日のヒアリングから3点ほど考えたことがあります。

まず1点目なのですが、尼崎市さんのお話の中で非常に大事だなと思ったのは、放課後子供教室の中に放課後児童支援員、有資格者がいることではないかなと感じました。つまり、放課後児童クラブの待機児童が出ていて、その受皿として就労に関係なく通える場があるとしても、そこに資格者がいなくて、ただこどもが来ていいよというのではやはりいろいろと課題が出てくるのではないかなと考えます。そのため、そこにいる人の問題というのは非常に大きいと思っています。

2点目なのですが、両自治体のお話で、やはり人口が増加しているところに関しては、放課後児童クラブ、放課後子供教室のいずれにしても、学校の中にあっただ場合はスペースの問題が非常に大きいのだなということを感じました。そういうことから考えると、先ほど水野委員も指摘されていましたが、児童館をどう活用するかという点を併せて待機児童については考えていく必要があると思いました。

3点目なのですが、当事者のこどもとか保護者の声が置き去りにされてしまうとまずいなと思いつつ伺っていました。先ほど、尼崎市さんのこどもクラブのお弁当の話が保護者の要望からということだったので、利用している保護者やこどもたちがどういうふうに感じているのかなというのを待機児童を考えていく中にも反映していく必要があると思いつつ聞いていたところです。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 ありがとうございます。水野と申します。

また論点が少しくずれてしまうかもしれないのですが、そもそも隠れ待機児童というお話も先ほどありましたが、入会を申請していたりですとか、今、入会されているお子さんでも必要度がとても低かったりですとか、通っていても習い事だったり来室の日にちが少なかったりですとか、そういうお子さんも実際は申請していたり、入会されていたりという部分で私も経験が多々あります。1年生～6年生までというところでの申請ではありますので、比較的保護者の安全・安心の部分で入会の申請をされるという保護者がとても多いかなと思います。

先ほど安部委員からもお話がありましたけれども、保護者の意見とお子さんの心の意見が置き去りといいますか、こどもとしては、やはり6年生まで放課後児童クラブやそういう放課後子供教室という四角の中にいるよりも、この後、中学生になって自立していく部分を考えますと、自立に向けた放課後の居場所というものをこちらのほうから提供していたりとか、例えば、児童館だったり、ほかの公共施設だったりとかという施設を自立に向けて勧めていくことで、本当に必要度の高いお子さんが放課後児童クラブですとか子供

教室で安全・安心に過ごし、待機児童に関しては減っているという、変化が見えるのではないかなと思いますので、放課後児童と掲げてありますので、児童クラブ、子供教室のみならず、ほかの居場所を含めてのこどもたちの居場所づくりを全体的に検討できたらなどは感じました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。放課後児童対策全体の他の居場所も含めて考えていくという前の専門委員会のところでも他の居場所も全部まとめましたけれども、それらも全体の中で考えるということで、とても大事な発想だと思います。

鈴木さん。

○鈴木（克）委員 調布市の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

まずは尼崎市さんと練馬区さん、貴重なお話をどうもありがとうございました。同じ自治体として非常に共感を持てるお話で参考になりました。

今、水野委員からもお話がありましたけれども、やはり学童だけではない、その受皿という表現がいいのかというのはあるかと思いますが、調布市のほうではチラシですが、こういった放課後の居場所というのは使い方が様々ありますよ、裏を読みますとそれぞれの児童館や学童クラブ、放課後子供教室事業の特徴や、QRコードも設けて、ホームページに飛んでさらに御覧になっていただくような工夫もしています。やはりこれから少子高齢化に向けて考えていきますと、待機児が今後多いから学童クラブを新設していくということに関しては、なかなか厳しいところがあるということになりますと、皆様方から先ほどからお話ありますとおり、学校の施設を有効に使うということも、我々も考えているところであります。

ただし、先ほどからお話がありましたとおり、35人学級の問題や、生徒数が編入・転出ではっきりしない状況の中で、確約して来年から使えるのかという問題も非常に大きな問題でもあります。そういった中では、我々はやはりこの放課後子供教室事業も、水野委員がおっしゃっていたように、本来こどもたちが自主的に行きたくなるような魅力を放課後子供教室事業、児童館、もちろん保護者の考え方があるのですけれども、そういったこどもも主体としての考え方というのを我々は今、放課後子供教室事業の名前を変えたりプログラムを変えたりして、試行的な面もありますけれども、取り組んでいる状況です。

我々の状況も含めましたけれども、やはり学校の空き教室の使用の仕方と他の施設の魅力、総合的な施策というのは、今後、やはりどうしても必要になっていくのかなと思います。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

もう5分ほど御意見の時間にできるかと思います。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 愛媛県砥部町の田中です。

尼崎市の方、練馬区の方、興味のあるお話をありがとうございました。

砥部町の状況もちょっとお話しさせていただければと思いますが、砥部町の場合は、待機児童が4年生以上のお子さんが多いということで、学校の敷地内に簡単なプレハブのようなものを建てて今のところはやっております。一部小学校の教室などを借りているところもありますが、その教室がいつまでも継続して使えないとなると、今、待機児童が出ている分を解消のため、プレハブをもう一基増設して人を雇ってということで解消していくしかないのかなというところなんです。ただ、全体にこどもが減ってきている状態なので、ここの兼ね合いが非常に難しくなっているのかなというところなんです。

一部の学校の校区では、小規模の宅地開発などがあって、一時的に若い家庭の方が転入してきたりしていて、一時的にちょっと増えているという場合も対応が非常に難しいなと感じております。

子供教室という点では、砥部町では学年によって下校の時間がばらばらだったり、放課後児童クラブではなくて子供教室になると、小学校区内の同じ場所のできるかというところも難しいです。人の雇用問題というところもあって、非常に問題が出ているところかなと思っております。やはり保育所、幼稚園とかほかのところとも関連するのですが、支援員さんとか人の雇用がやはり難しいなというところで苦慮しているところでもあります。

あと、児童館についてなのですが、児童館のほうにもたくさん来ていただいているのですが、こちらが出入りが自由というところもあるので、保護者の方からは、保護者の方が自宅に帰ってくるまでの間、しっかりちゃんと見てくれているかどうかというところになると、お金を払ってでも児童館より放課後児童クラブのほうがいいよというところになる部分もあるのかなと思います。

児童館に併設する感じで、放課後児童クラブとか子供教室が隣にできるとよいかもかもしれません。きっちり区分けは必要ですが、できるだけ人員が少なくても効率的に、同じスペースでこどもを見守ることができないかなといういろいろ考えたりはしているところなんです。

あと、例えば、小学校のすぐ近くに幼稚園がある場合、幼稚園はすごく定員としては多いのですが、園児はもうすごく少ないという現状になってきておりますので、ここは幼稚園の施設のスペースをうまく効率よく使えたりできないのかなというところは今、考えたりしているところなんです。

砥部町からは以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

植木委員、手短にお願いできればと思います。

○植木委員 申し訳ありません。タイムシェアの考え方についてです。

特に、学校施設を使う場合に、恐らく、基礎自治体からタイムシェアのアイデアが出てくるような気がしております。先ほどの練馬区さんの報告では、子供教室のほうは特別教室をタイムシェアし、セカンドスペースを出して、ねりっこプラスにつなげていくという大変斬新なアイデアがございました。一方で、児童クラブの方は専用室を確保する。設備

運営基準に関しても、専用区画を整備することが明記されております。そういった意味では、放課後児童クラブの待機児童対策については、生活の場としての機能を確保するという観点からタイムシェアの考え方が沿うのか、そぐわないのかということも一つ議論になるかなと思いました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

幾つもの論点が出てきて、ここは解決策を今後、報告の中で議論をしていくことになるかと思えます。待機児童解消のためには国としてやるべきことは、規制を緩和するのか、あるいは、他の部署で規制を緩和してもらって、待機児童対策に資するようになるとか、そういう基準の問題を議論することもあるかもしれません。それと同時に、今、自治体のほうで御報告していただいたような、好事例集、工夫の事例集をつくっていくことも大事になるかと思えます。

いずれにしても、我々の国の専門委員会としては政策提言をしていく形になりますので、その場合に、いろいろなメニューを組み合わせながら、政策提言について、報告書の取りまとめの段階では、御意見をさらに頂戴できればと思っております。ありがとうございます。

それでは、この辺りでこの待機児童問題についての議論は閉じていきたいと思えます。

議事の3「その他」になります。事務局より何かございますでしょうか。

○里平課長 子育て支援課長でございます。

まずは、前回、承認していただきました児童館検討ワーキングチームについて委員長より御報告をいただければと思えます。

○柏女委員長 それでは、私から御報告をさせていただきます。

事務局と相談をいたしまして、皆様方にお届けをしてあります資料3の裏面の委員の方々、安部委員、大竹委員、敷村委員、所委員、水野委員の5名の方々にお願いをしたいと思っております。皆様、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、この中には、水野委員と安部委員が関わりを持っていただく形になりますけれども、8月から議論を開始できるよう、事務局のほうでは手続を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

○里平課長 承知しました。

あわせて、資料の4として、前回意見をいただきました内容について整理したものを配付しております。委員の先生方から御意見があればと思えます。

○柏女委員長 今までのところは待機児童問題で議論しましたけれども、この場合は、前回もお伝えしましたとおり、本委員会では議論の状況を取りまとめるという形になってお

りますので、委員の皆様方から全体に対しての追加の御意見などがありましたら、まだ10分ぐらい時間がありますので、そちらも出していただければと思います。いかがでしょうか。

光真坊委員、先ほどインクルージョンの関係での御質問がありましたけれども、それに関連して御意見とかございますか。

○光真坊委員 ありがとうございます。

先ほど質問させていただいたのは、例えば、医療的ケア児の受入れについては、すぐ受け入れることはできない場合が多いということがあるからです。私の知っているところでは、医療的ケアのお子さんが保育園に在籍していた1年前から準備をしていました。受け入れには時間がかかることもありますので、待機が発生する可能性があるのではないかと思います。

逆に言うと、早めに利用について、しっかりと放課後児童クラブ等と議論をしておかなければいけないと思います。放課後等デイサービスの利用の場合には、全体的なコーディネートをする相談支援があります。保育園であれば利用者支援事業ということになるかもしれませんが、お子さんを中心に保護者も含めて総合的に支援をコーディネートしていくような役割が、前回の議論でも出ておりましたが、必要ではないかと考えております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

そのほか、ここに出されている論点で追加がございましたらお願いをしたいと思います。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 もしかしたら、前回もこの中に入っているのかもしれないのですが、今日のお話を伺っていて、2点気になったことがあります。

1つは利用の要件については、今、保育所のほうでも、そもそも親の就労等で利用できるかできないか決めるのはおかしいのではないかと、要するに、虐待とか非常に孤立しているというところでもっと開いていこうという議論がある中で、それと同じように、放課後児童クラブについても、そもそも利用要件が自治体ごとにもあるのですけれども、そういう制限した形にすべきなのかといった議論も必要になってくるかなということも個人的には感じていて、海外だとその辺は利用希望ということで、むしろこどもの放課後の余暇の充実ということで開いて利用できるという状況になっていますので、今回の4年生からは利用できないとか、いろいろ自治体の運用がばらばらだったりすることもあって、ちょっとそこが個人的に気になっています。

もう一つ、先ほど尼崎市さんのほうから、きちんと民間の利用が幾つあって何人利用しているという数字などもお示しいただいたのですけれども、そもそも今、制度以外の部分で同じような目的で利用している民間の施設がどのくらいあって、どのくらいの人が利用していて、支援員の質とかがどうなっているかという、保育所で言えば認可と認可外のそれぞれの関係ですとかそれぞれの実態みたいなのが、同じように放課後児童クラブで

も必要かなと思っています。現状は、自治体などに聞いても、届出がないと何もできないとか、親としてはあまりそこが区別できていないようなこともあるのですが、実際に利用している人が結構な人数になってきていると思いますので、そこも議論できたらいいなと思います。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

事務局に1点お伺いしたいのですが、いわゆる届出をしていない民間の放課後児童クラブ用の活動しているところの数字等々、実態の把握とかはできているのでしょうか。

○里平課長 できていないです。

○柏女委員長 分かりました。

今回の調査研究の中では、それは特に把握は考えていないと。

○阿南専門官 今年度はあくまでも届出事業所で。

○柏女委員長 分かりました。民間のものについても、報告の中でも役所のほうで情報は提供してくださいぐらいのとどめられていたような記憶がありますので、そういう意味では今のところは国としてはそういう統計を持っていないという話でした。今後、これをどうしていくのかということも併せて、今は論点として入れておいて、後半の議論の中で詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

金藤委員、お願いいたします。

○金藤委員 ありがとうございます。金藤です。

次回の論点にも近くなってしまおうかと思うのですが、本日、練馬区さんの御発表でねっこクラブが1つの事業者で放課後支援に携わっていらっしゃるというお話をうかがいました。しかし、練馬区様はもともと放課後子供教室には学校応援団という地域組織が全校に配置されていました。これをこういった1つの事業者に移していくことをされたということなのですが、これが一つの在り方であるとお示しいただいたと思いますが、全国のあるべき形かどうかというところで分からないなと思っています。と申しますのは、学校は、今、「地域とともにある学校」ということが求められていて、文部科学省はコミュニティースクールの導入を全国的に推進しようとしております。そういう中で、学校運営協議会制度を全国的に広めようといわれているのですが、練馬区さんの状況について東京都の令和2年度の調査を拝見しましたところ、コミュニティースクールの設置は今のところ、令和2年の調査ではゼロということになっておりました。つまりこの学校運営協議会というものと全く別物として、一事業者によって放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運営する形としてしまう場合、学校との連携・協働というのがどうなるのかという点について私自身は非常に難しくなると感じております。一体的な事業者で行うべきかどうかそのメリットとデメリットを検討していく必要があるのではないかなと感じます。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

小野委員と内閣官房こども家庭庁設立準備室の山口参事官からも手が挙がっておりますので、小野委員の後に山口参事官、お願いいたします。

○小野委員 小野です。お世話になります。

本当に短くお伝えしようと思うのですが、今回、練馬区さんとか尼崎市さんの施策を見ても、利用するこどもたちが、例えば、お弁当を持って食べることができることで少し変わったとか、親の要望があったとかという言葉をお聞きしていて、改めて制度とか施策をつくっていく中で、私たち大人が枠組みとして用意していくものももちろん必要なのですが、そこに利用するこどもたちだったり保護者だったりの思いをきっちりつなげていかなければいけないなのを今日の発言で改めて思いました。もちろん時間延長していくということで親御さんの安心につながっていくとか、こどもたちもそのことによって居場所が確保できていく、安心につながっていくということがきつとあると思うのですが、今後、いろいろな場面を考えていく中でも、こどもの意見とか安部委員からもその辺りどんな意見がありましたかという御質問がありましたが、その辺りをきっちりつなげて考えていきながらというのは今後の議論の中で押さえていきたいと思ひまして、発言させていただきました。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、オブザーバーとして御参加していらっしゃる準備室の山口参事官、お願いいたします。

○山口参事官 発言の機会をいただきましてありがとうございます。こども家庭庁準備室で参事官をしております山口と申します。

今の話とも関連するのですが、こども家庭庁が来年4月に立ち上がるわけなのですが、大きな一つの姿勢として、こどもや保護者、なかんずくこどもの意見をしっかり聞いていく、当事者の参画をしていくということが一つの大きな柱となっております。そうした中で、例えば、こうした専門委員会の場においても、こどもの意見を聞くことをされてみてもよろしいのかなと思います。具体的な聞き方は、アンケートを行っていくのか個別にヒアリングをするのか、いろいろな方法が考えられると思いますけれども、こうした自治体政策を検討する場合においても、当事者、特にこどもたちの意見を聞いてみるということもやってみてはいかがかということで発言させていただきました。ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

貴重な御意見、御提言ありがとうございます。事務局のほうでも少し検討いただいて、後半でも次回以降にそういう場は工夫できないか、御検討よろしくお願いいたします。

委員の皆様方からも、今の山口参事官の御意見についての具体的な御提案がありました

ら、事務局にお寄せいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで今日いただいた御意見について、これはこれまでの議論の中に含めて追加していく感じになるのでしょうか。

○里平課長 はい。

○柏女委員長 資料4の中に今日の論点などを追加していくという形になりますので、可能であれば、今日御欠席の山野委員からいただいているところも御意見にわたる部分があって大事な点になると思いますので、それも追加をして入れていただければと思います。

前回のもとは今回入れたものが分かるようにしておいていただけると、ありがたいなと思います。

○里平課長 はい。

○柏女委員長 それでは、そういう形で整理をお願いいたします。

次回は、一体型やインクルージョンについての御議論をいただく予定になっておりますので、オブザーバーの文部科学省、あるいは厚労省の障害保健福祉部からもオブザーバーとして御発言、御参加をいただければと思っております。事務方では、関係のところとの御調整をよろしくお願いいたします。

○里平課長 承知いたしました。

○柏女委員長 よろしくお願いいたします。

それでは、予定していた議事は以上ですが、次回について事務局からお願いいたします。

○里平課長 御議論ありがとうございました。

貴重な意見をまとめさせていただきたいと思います。

次回の日程につきましては、現在調整中でございますが、9月を予定しております。議題としては先ほど委員長からありましたとおりでございます。

以上でございます。

○柏女委員長 最後に、委員のほうから何かありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、尼崎市さん、練馬区さん、最後まで御参加をいただきまして本当にありがとうございました。今日はいろいろ貴重な御発言をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

これにて閉会をいたします。皆様、ありがとうございました。